主 文

本件申立を棄却する。

昭和二五年一二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷 川	太	— 郎
裁判官	# 1	=	登
裁判官	島		保
裁判官	河 村	t z	介
裁判官	穂 積	重	遠